

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（財務指導課） 1

規 則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第64号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

第3条第2項第1号及び第2号中「主幹」を「課長補佐」に改め、同項第4号中「行政課主幹」を「行政課課長補佐」に改める。

第12条第2項第4号中「総務部総務課」を「総務部行政局財産課」に改める。

第16条第1項第1号中「総務部総務課長」を「財産課長」に改める。

第84条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第89条第2項第2号中「賃金及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第121条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第167条第3項第5号中「損害金」の次に「、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」を加え、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第175条第1項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

第205条の20の2第1項第1号中「認められる」を「認められるものを所有し、又は所有しようとする」に改める。

第255条中「あっては」の次に「、毎会計年度の終了後」を加え、「翌月10日」を「4月30日」に改める。

第263条第5号中「中断する」を「更新する」に改める。

第265条第1項第4号中「指名債権を」を「債権（民法第3編第1章第7節第1款に規定する指図債権、同節第2款に規定する記名式所持人払証券、同節第3款に規定するその他の記名証券及び同節第4款に規定する無記名証券に係る債権を除く。以下この号において同じ。）を」に、「指名債権の」を「債権の」に改める。

第344条及び第347条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第354条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（部内検査）」を付する。

第355条を次のように改める。

第355条 削除

第358条第1項第12号中「、生産品出納簿及び指定物品整理簿（総括物品管理主任のみが備えるものとする。）」を「及び生産品出納簿」に改める。

第362条第1項中「、歳入歳出外現金等取扱員及び受任会計員である物品管理主任」を「及び歳入歳出外現金等取扱員」に改め、「、物品管理主任及び物品供用員」を削り、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削る。

別表第1中「大沼学園」

を「大沼学園
各児童相談所」に、

「漁業研修所」を

「漁業研修所
北の森づくり専門学院」に改める。

別表第1の2中「向陽学院」を「向陽学院
中央児童相談所」に改める。

別表第1の3を次のように改める。

別表第1の3（第12条関係）

岩見沢児童相談所 障害者職業能力開発校	空知総合振興局長
原子力環境センター	後志総合振興局長
室蘭児童相談所 室蘭高等技術専門学院 苫小牧高等技術専門学院	胆振総合振興局長
大沼学園 函館児童相談所	渡島総合振興局長

<table><tr><td>函館高等技術専門学院 漁業研修所</td><td></td></tr><tr><td>江差高等看護学院</td><td>檜山振興局長</td></tr><tr><td>旭川高等看護学院 旭川肢体不自由児総合療育センター 旭川児童相談所 旭川高等技術専門学院 北の森づくり専門学院</td><td>上川総合振興局長</td></tr><tr><td>紋別高等看護学院 網走高等看護学院 北見児童相談所 北見高等技術専門学院</td><td>オホーツク総合振興局長</td></tr><tr><td>帯広児童相談所 帯広高等技術専門学院 農業大学校</td><td>十勝総合振興局長</td></tr><tr><td>釧路児童相談所 釧路高等技術専門学院</td><td>釧路総合振興局長</td></tr><tr><td>北方領土対策根室地域本部</td><td>根室振興局長</td></tr></table>	函館高等技術専門学院 漁業研修所		江差高等看護学院	檜山振興局長	旭川高等看護学院 旭川肢体不自由児総合療育センター 旭川児童相談所 旭川高等技術専門学院 北の森づくり専門学院	上川総合振興局長	紋別高等看護学院 網走高等看護学院 北見児童相談所 北見高等技術専門学院	オホーツク総合振興局長	帯広児童相談所 帯広高等技術専門学院 農業大学校	十勝総合振興局長	釧路児童相談所 釧路高等技術専門学院	釧路総合振興局長	北方領土対策根室地域本部	根室振興局長	別表第2の5の項及び9の項中「総務部総務課長」を「財産課長」に改める。 別表第3中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。 別記様式目次中 <table><tr><td>「第27号その1</td><td>前渡資金支払票（旅費^{概算}請求書^{精算}）</td><td>359</td><td></td></tr><tr><td>その2</td><td>前渡資金支払票（赴任旅費^{概算}請求書^{精算}）</td><td>359</td><td>を</td></tr><tr><td>その3</td><td>前渡資金支払票（日額旅費^{概算}請求書^{精算}）</td><td>359</td><td></td></tr><tr><td>第28号</td><td>前渡資金戻入票（旅費精算返納書）</td><td>359</td><td>」に、</td></tr><tr><td>「第27号及び第28号</td><td>削除</td><td></td><td>」に、</td></tr><tr><td>「収入証紙検査報告書</td><td></td><td>355</td><td>」を</td></tr><tr><td>「削除</td><td></td><td></td><td>」に、</td></tr><tr><td>「指定物品整理簿</td><td></td><td>358</td><td>」を</td></tr><tr><td>「削除</td><td></td><td></td><td>」に改める。</td></tr></table> 第1号様式その1中	「第27号その1	前渡資金支払票（旅費 ^{概算} 請求書 ^{精算} ）	359		その2	前渡資金支払票（赴任旅費 ^{概算} 請求書 ^{精算} ）	359	を	その3	前渡資金支払票（日額旅費 ^{概算} 請求書 ^{精算} ）	359		第28号	前渡資金戻入票（旅費精算返納書）	359	」に、	「第27号及び第28号	削除		」に、	「収入証紙検査報告書		355	」を	「削除			」に、	「指定物品整理簿		358	」を	「削除			」に改める。
函館高等技術専門学院 漁業研修所																																																			
江差高等看護学院	檜山振興局長																																																		
旭川高等看護学院 旭川肢体不自由児総合療育センター 旭川児童相談所 旭川高等技術専門学院 北の森づくり専門学院	上川総合振興局長																																																		
紋別高等看護学院 網走高等看護学院 北見児童相談所 北見高等技術専門学院	オホーツク総合振興局長																																																		
帯広児童相談所 帯広高等技術専門学院 農業大学校	十勝総合振興局長																																																		
釧路児童相談所 釧路高等技術専門学院	釧路総合振興局長																																																		
北方領土対策根室地域本部	根室振興局長																																																		
「第27号その1	前渡資金支払票（旅費 ^{概算} 請求書 ^{精算} ）	359																																																	
その2	前渡資金支払票（赴任旅費 ^{概算} 請求書 ^{精算} ）	359	を																																																
その3	前渡資金支払票（日額旅費 ^{概算} 請求書 ^{精算} ）	359																																																	
第28号	前渡資金戻入票（旅費精算返納書）	359	」に、																																																
「第27号及び第28号	削除		」に、																																																
「収入証紙検査報告書		355	」を																																																
「削除			」に、																																																
「指定物品整理簿		358	」を																																																
「削除			」に改める。																																																

「

7	賃金								7
---	----	--	--	--	--	--	--	--	---

」

を削り、「8 報償費」を「7 報償費」に、「8」を「7」に、「9 旅費」を「8 旅費」に、「9」を「8」に、「10 交際費」を「9 交際費」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に、「18」を「17」に、「19」を「18」に、「20」を「19」に、「21」を「20」に、「22」を「21」に、「23」を「22」に、「24」を「23」に、「25」を「24」に、「26」を「25」に、「27」を「26」に、「28」を「27」に、「29」を「28」に改める。

第27号様式その1から第28号様式までを次のように改める。

第27号様式及び第28号様式 削除

「^①本票は賃金に係る社会保

第33号様式その4第1葉中

○

を

○

に改める。

保険料等の支払

保険料等の支

に使用する。」

私に使用する。」

第49号様式第1葉中

「

上記の物品を受領しました。
年 月 日
(所属)
物品供用員 (氏 名) 印
(物品管理主任)

」

を

「

供用先 (所属)
物 品 供 用 員 (氏 名)
(物品管理主任)
上記の物品を受領しました。
年 月 日
受領者 印

」

に改める。

第50号様式第1葉中

「

上記の物品を受領しました。
年 月 日
(所属) 物 品 供 用 員 (氏名) 印

」

を

令和2年（2020年）3月31日（火曜日）

北海道公報

号外第13号 2

(物品管理主任) 供用先 (所属) 物 品 供 用 員 (氏 名) (物品管理主任) 上記の物品を受領しました。 年 月 日 受領者 印 に改める。 第52号様式第2葉中 上記の物品を受領しました。 年 月 日 (所属) 物 品 供 用 員 (氏名) 印 (物品管理主任) を 供用先 (所属) 物 品 供 用 員 (氏 名) (物品管理主任) 上記の物品を受領しました。 年 月 日 受領者 印 に改め、同様式第3葉中 印 を削る。 第54号様式第1葉中 上記の物品を受領しました。 年 月 日 (所属) 物品管理主任 (氏 名) 様 物品供用員 (所属) (氏 名) 印 (物品管理主任) を (所属) 物品管理主任 (氏 名) 様 (所属) 物 品 供 用 員 (氏 名) (物品管理主任) 上記の物品を受領しました。 に改める。	年 月 日 受領者 印 第55号様式第4葉及び第56号様式第2葉中「印」を削る。 第60号様式第1葉中 上記の物品を受領しました。 年 月 日 (所属) 物品供用員 (氏 名) 印 (物品管理主任) を 供用先 (所属) 物 品 供 用 員 (氏 名) (物品管理主任) 上記の物品を受領しました。 年 月 日 受領者 印 に改める。 第62号様式中「(月 分)」を「(年度分)」に、「に増減異動があったので」を「の増減異動の状況を」に、「前月末現在高」を「前年度末現在高」に、 「 本 月 増 減 高」を「 本 年 度 増 減 高」に改める。 第81号様式を次のように改める。 第95号様式を次のように改める。 第95号様式 削除 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和2年度以後の予算に係る資金前渡について適用し、令和元年度の予算に係る資金前渡については、なお従前の例による。 3 改正後の規則第89条の規定は、令和2年度以後の予算に係る支出命令の審査について適
--	---

用し、令和元年度の予算に係る支出命令の審査については、なお従前の例による。

- 4 改正後の規則第167条第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約に係る契約書について適用し、施行日前に締結した契約に係る契約書については、なお従前の例による。
 - 5 改正後の規則第175条第1項の規定は、施行日以後において行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前において行われた契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
 - 6 改正後の規則第255条の規定は、施行日以後の指定物品の増減異動について適用し、施行日前の指定物品の増減異動については、なお従前の例による。
 - 7 施行日前に取扱いのあった収入証紙についてのこの規則による改正前の北海道財務規則（以下「改正前の規則」という。）第355条の規定による取扱状況の検査については、なお従前の例による。
 - 8 施行日前に指定物品の増減異動があった場合における改正前の規則第358条第1項（第12号に係る部分に限る。）の規定により備えるべき帳簿等については、なお従前の例による。
 - 9 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。
-